

回覧

可茂消本 第4539号
令和7年12月18日

住民の皆様へ

可茂消防事務組合
消防長 丹羽 智博
(公印省略)

林野火災注意報及び林野火災警報の運用開始について

師走の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の消防業務に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、林野火災を未然に防ぐため林野火災が発生しやすい気象状況となった場合、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報が発令できるように可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例が令和7年12月17日に公布されました。

この改正により林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合、森林と森林の周囲1キロメートルを含む範囲内において火の使用について制限等がかかることになりました。

つきましては、皆様へはご不便をお掛けすることになりますが条例改正の趣旨をご理解いただき、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合の対応について、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、改正内容等の詳細については、別添の資料等をご覧ください。

また、ご不明な点がありましたら、お近くの消防署、分署、出張所までお問い合わせください。

(可茂消防事務組合)

中 消 防 署	美濃加茂市加茂川町3丁目7-7	(0574)26-0190
南 消 防 署	可児市下恵土5629-1	(0574)62-0119
東 消 防 署	白川町河岐1873-2	(0574)72-1641
中 央 分 署	美濃加茂市下米田町今536-1	(0574)25-4361
西 可 児 分 署	可児市東帷子1679-5	(0574)65-6825
御 嵩 分 署	御嵩町御嵩1231-1	(0574)67-1818
富 加 出 張 所	富加町滝田1480-3	(0574)54-2714
川 辺 出 張 所	川辺町比久見770-5	(0574)53-2714
八 百 津 出 張 所	八百津町八百津3390-8	(0574)43-0476
七 宗 出 張 所	七宗町神渕2785	(0574)46-1150

林野火災注意報及び林野火災警報の詳細はこちらへ（可茂消防ホームページ）



可茂消防事務組合火災予防条例改正に伴う林野火災注意報 及び林野火災警報の運用開始について

可茂消防事務組合

1 概要

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災では、延焼範囲が約3,370ha、焼損棟数226棟と大きな被害が発生し、延焼範囲としては平成以降国内最大規模に達しました。

この火災を受け令和8年1月1日から林野火災を未然に防止するため、「林野火災注意報」や「林野火災警報」が発令できるよう火災予防条例が改正されました。

(火災警報は改正前から規定されていましたが、今回の改正により林野火災注意報と林野火災警報が新たに創設されました。)

2 林野火災注意報・林野火災警報について

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には「林野火災注意報」を発令し、対象区域内における「火の使用の制限」について努力義務が課せられます。

さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には「林野火災警報」を発令し、対象区域内における「火の使用の制限」について義務が課せられます。

発令は、気象条件が該当する市町村ごととなります。

対象区域は、森林及び森林の周囲1キロメートルを含む地域となります。

3 林野火災注意報の発令基準

主に1月から5月の期間中、次のいずれかの気象条件に該当した場合となります。

① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表された場合

ただし、当日に降水が見込まれる場合又は降雪がある場合には適用しません。

4 林野火災警報の発表基準

林野火災注意報の発令中において、強風注意報が発表された場合となります。

5 林野火災注意報、林野火災警報が発令された場合の規制について

可茂消防事務組合火災予防条例第29条の規定により、以下の行為に対し「火の使用の制限」がかかります。

林野火災注意報の場合は「努力義務」となりますが、「林野火災警報」が発令された場合は「義務」となります。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

6 林野火災注意報、林野火災警報発令時の「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報発令時に火の使用の制限の努力義務に従わない場合で、火災の危険性が高い場合は、消防法第3条第1項の規定に基づき、**禁止等の措置命令**が出ることがあります。

また、林野火災警報発令時に火の使用の制限に従わない場合は、消防法第44条の規定に基づき30万円以下の罰金または拘留に処せられることがあります。

7 林野火災注意報、林野火災警報発令時の周知方法

林野火災注意報、林野火災警報を発令したときは、可茂消防事務組合のホームページ、SNS、消防車両等による広報及び各市町村の防災行政無線等にて周知します。

8 林野火災注意報、林野火災警報の解除

林野火災注意報、林野火災警報は、降雨、降雪及び気象注意報の解除など、発令基準に該当しなくなった場合に解除します。

9 たき火の届出

火災予防条例第45条には、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について規定されており、今回の火災予防条例の改正により、火災予防条例第45条第1項第1号「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）」となり、届出対象として「たき火」が明確化されました。

たき火を行う場合は、必ず管轄の消防署長へ届出していただく必要があります。

なお、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等」の届出であり、行為を許可するものではありません。

10 林野火災注意報、林野火災警報の詳細等

上記以外の詳細な事柄については、可茂消防事務組合ホームページに掲載されております。また、ご不明な点がありましたら、お近くの消防署にお問合せください。

(可 茂 消 防 事 務 組 合)

中 消 防 署	美濃加茂市加茂川町3丁目7-7	(0574)26-0190
南 消 防 署	可児市下恵土5629-1	(0574)62-0119
東 消 防 署	白川町河岐1873-2	(0574)72-1641
中 央 分 署	美濃加茂市下米田町今536-1	(0574)25-4361
西 可 児 分 署	可児市東帷子1679-5	(0574)65-6825
御 嵩 分 署	御嵩町御嵩1231-1	(0574)67-1818
富 加 出 張 所	富加町滝田1480-3	(0574)54-2714
川 辺 出 张 所	川辺町比久見770-5	(0574)53-2714
八 百 津 出 张 所	八百津町八百津3390-8	(0574)43-0476
七 宗 出 張 所	七宗町神渕2785	(0574)46-1150

火災予防条例改正に伴う 可茂消防事務組合からのお知らせ

令和8年1月1日から

1 林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されます！

岩手県大船渡市において発生した林野火災では、林野約3,370ha、住宅90棟、住宅以外136棟が焼損するという甚大な被害が生じました。

この火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高める目的で可茂消防事務組合火災予防条例が一部改正され、林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されます。

(1) 林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、『林野火災注意報』を発令し、対象区域内における『火の使用の制限』について努力義務が課せられます。

さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、『林野火災警報』を発令し、対象区域内における『火の使用の制限』について義務が課せられます。

◎発令は、気象条件が該当する市町村ごととなります。

◎対象区域は、森林及び森林の周囲1キロメートルを含む区域となります。

(2) 林野火災注意報・警報の発令基準について

※林野火災注意報の発令基準

主に1月から5月の期間中、次のいずれかの条件に該当した場合

- ① 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下
- ② 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表

ただし、当日に降水が見込まれる場合又は降雪がある場合には適用しません。

※林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令中において、強風注意報が発表された場合



(3) 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第 29 条の規定による『火の使用の制限』がかかります。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

(4) 林野火災注意報・警報発令時『火の使用の制限』に従わなかった場合について

林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は『火の使用の制限』に違反した者に対して 30 万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

(5) 林野火災注意報・警報発令状況の周知及び広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、可茂消防事務組合のホームページ・SNS、消防車両による広報及び各市町村の防災行政無線等にて周知いたします。

2 たき火の届出が明確化されます！

(1) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について

可茂消防事務組合火災予防条例第 45 条第 1 項第 1 号にたき火が明記されました。

第 45 条

次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為(たき火を含む。)
- (2)～(6)略

(2) 消防法令上のたき火について

たき火とは、『火を使用する設備器具を用いない、またはこれらの設備を使用する場合でも、その本来の使用方法によらないで、火をたく行為全般』とされています。

[例] 野焼き、キャンプファイヤー、どんど焼き、など。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



(3) 届出方法について

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を、管轄の消防署へ届出してください。（可茂消防事務組合 HP にてダウンロードできます）

※注意：行為を許可するものではありません。



<お問い合わせ先>

可茂消防事務組合

消防本部予防課

TEL : 0574-26-0515

FAX : 0574-28-1278

E-Mail : yobou@kamo-fire.jp

H P : <https://kamo-fire.jp>